おかげさまで５０年
株式会社アトラス広告社
〒193−0944 東京都八王子市館町540−4
０４２−６６１−２９０５
www.atlas-ad.co.jp info@atlas-ad.co.jp

無断転載はお断りします。 All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

お客様のための

屋外広告物ガイドブック

安心・安全な広告活動のために

～設置・維持管理・法的な考え方まで～

保存版

2019 Joy and excitement ATLaS 50th 株式会社アトラス広告社 PiPit-VISION®

はじめに

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。
屋外広告はお客様の営業活動に欠かすことのできない重要ツールのひとつです。
しかし、近年の異常気象や経年劣化による看板の落下事故等は規制の強化へと
進み、屋外広告を取り巻く環境は厳しさを増しております。
看板は基本的に屋外に設置されるため、経年劣化は避けることが出来ません。
そのために定期的なメンテナンスが必要となります。
私共は、お客様にこれからも「安心・安全な広告活動」を行っていただくために
看板所有者としてのお客様が意外と知られていない各種情報について、正確に公開し
「万一のときが来ないために」お客様をお守りすることが私共の使命であると考え
本書を作成いたしました。
文中にはお客様にとって不利益となり得る内容もあえて記載しております。
これは決して不安を煽ることではなく、正しい情報をお伝えすることが結果的に
お客様の利益＝「安心・安全」につながると信じております。
是非ご一読いただき、お役立て頂けましたら幸いです。
どうぞ今後共、弊社を宜しくお願い申し上げます。

本書でご案内している条例等は八王子市をメインに引用しています。
屋外広告物条例は設置する自治体により細かく定められておりますが基本的な考え方は同一です。
ご不明な点がございましたら、何なりとお申し付け下さい。

2018 年 10 月

株式会社アトラス広告社
代表取締役社長
近藤　淳

All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

目　次

第一章　屋外広告物の基礎知識・・・・・・・P.3～P.29
1. 屋外広告物の定義
2. 屋外広告物を掲出するまでの流れ
3. 許可申請が必要な屋外広告物の種別
4. 禁止物件と適用除外について
5. 屋外広告物条例における区域・区分
6. 禁止区域と適用除外について
7. 禁止区域外での適用除外について
8. 許可基準の概要
10. 許可申請の手続きの流れ
11. 屋外広告物の掲出に係わる申請等
12. 屋外広告物許可申請手数料及び許可期間
13. 屋外広告物管理者の設置
罰則規定

第二章　屋外広告物の維持管理について・・・P.31～P.50
1. 屋外広告物の所有形態
2. 万一のときが来ないために、今から備えを。
3. お客様の安心・安全のために。
3-1. 施工業者に必要な許可・免状等
3-2. 当社の加入済み保険内容
3-3. 賠償責任保険についての保険会社見解
3-4. 当社の点検・保守内容について

All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

第一章　屋外広告物の基礎知識（許可申請）

屋外広告物は下記定義を満たす場合、許可申請が必要です。

1. 屋外広告物の定義

①常時又は一定期間継続して表示されるもの

②屋外に表示されるもの

③公衆に表示されるもの

④看板、立看板、貼り紙及び貼り札並びに広告塔、広告板、建物その他の工作物等に掲出され、又は表示されたもの並びにこれらに類するもの。

上記①から④までの「全ての要件」を満たしていれば、営利・非営利は問わず文字で表示されていない絵、商標、シンボルマークなども、その表示する内容にかかわらず屋外広告物となります。

尚、屋外に表示されていても特定の者のみを対象とする、駅やスタジアム遊園地等内にある屋外広告物や音響による屋外広告物については、屋外広告物には該当しません。

■屋外広告物に該当しないものの例■

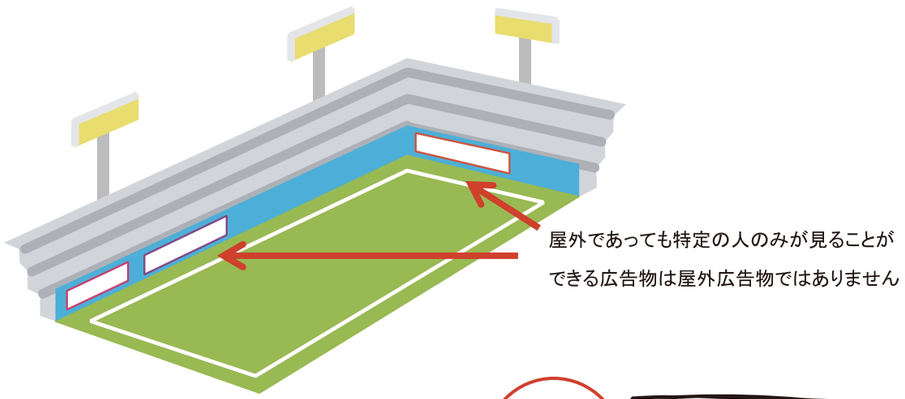

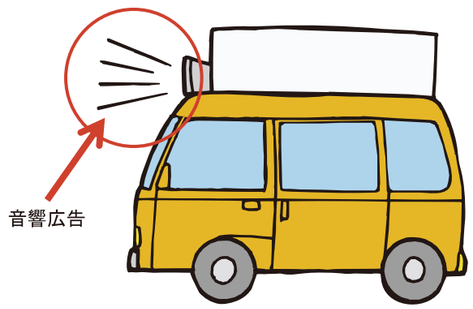

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

2. 屋外広告物を掲出するまでの流れ

屋外広告物等を出す場合は、フロー図に沿って基準などを確認し、許可申請を行う必要がございます。許可申請が不要な場合でも屋外広告物の基準を遵守し良好な景観の形成、風致の維持または公衆に対する危害の防止に努める必要があります。

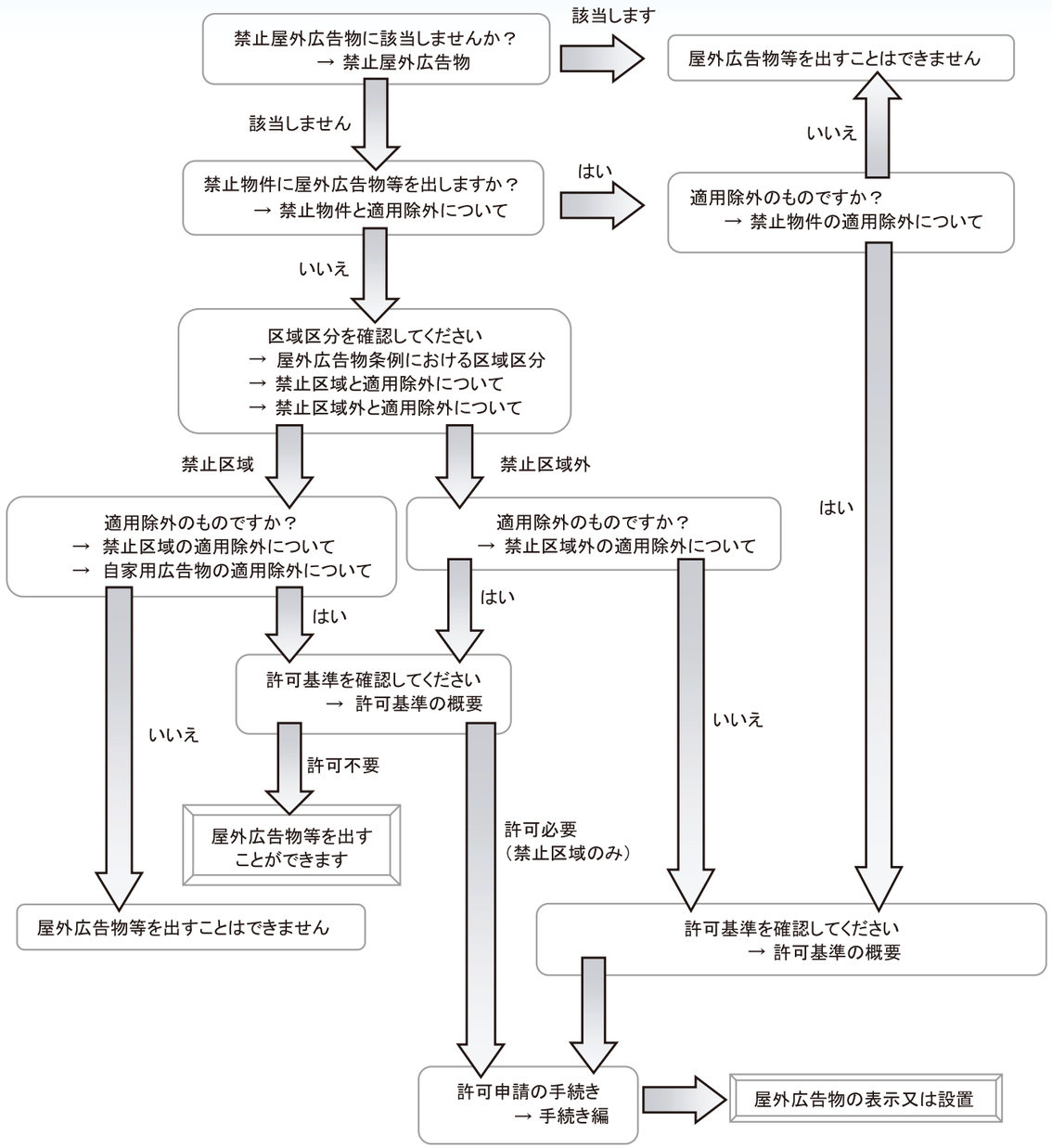

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

3. 許可申請が必要な屋外広告物の種別

屋外広告物等を出す場合は、「原則として申請が必要となります。」
許可申請が必要な屋外広告物は以下のとおりです。

屋外広告物等の種別	内容	例
広告塔	立体の表面を利用するもので、広告表示面を含む構造物が三角塔、四角塔、円型塔、球形又は多面体等のもの。	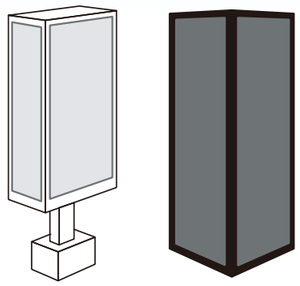
広告板	広告表示面が板状のもので、その片面又は両面に屋外広告が表示されたもの。 建築物や工作物等の外面に文字や図案等のみを表示するものや突出看板、映像や文字情報を表示し、又は投影する機能がある装置（電子看板）を使用するもの、また建築物や工作物等の外壁やガラス面の外側に貼付するフィルム状のものを含みます。	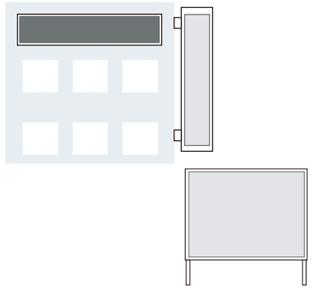
小型広告板	広告表示面が板状で、その片面に広告が表示されたもののうち、その大きさが縦横ともに1m以下であるもの。	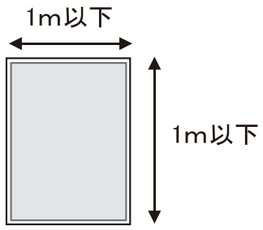

ポイント

屋外広告物申請は全てに必要ではありません。
自家用広告物で、後述の面積等要件を満たすことにより申請自体が不要な場合もあります。
詳しくは当社へお尋ね下さい。

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

屋外広告物等の種別	内容	例
貼り紙	紙等に印刷又は手書きされた屋外広告物で、他の建築物や工作物等に貼付されたもの。 ポスターや、紙等をラミネート加工したものも含みます。	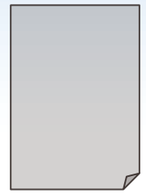
貼り札等	容易に取り外すことができる状態で建築物や工作物等に取り付けられている、ベニヤ板、プラスチック板など、比較的軽易な材質の板に紙などを貼る、差し込む等によって定着させたもの、又は直接印刷したものを、建築物や工作物等に針金等でつるす、くくりつける等により取り付けられたもの。 紙等をラミネート加工したものは、「貼り紙」とします。	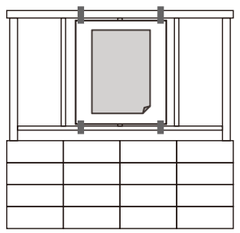
広告旗	容易に移動・取り外しすることができる状態で立てられ、又は容易に取り外しすることができる状態で工作物等に取り付けられている広告用の「のぼり旗」。 旗だけでなく、それを支える台を含みます。 広告の表示面積が 3 ㎡を超えるのぼりは、「広告幕」とします。	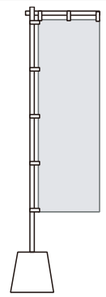
立看板等	容易に移動できる状態で立てられ、又は建築物や工作物等に立て掛けられている、木又はビニールパイプ等の枠に紙若しくは布張り等をしたものやベニヤ板、プラスチック板等に紙などを張ったものや、直接塗装や印刷をしたもの。 看板本体だけでなく、それを支える台を含みます。 置き看板、パンフレットやチラシ等を掲出するものも、これに含まれます。	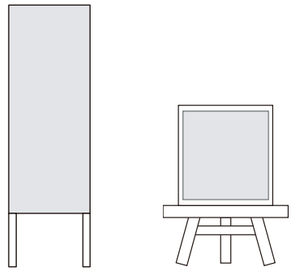

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

屋外広告物等の種別	内容	例
電柱及び街路灯柱の利用広告	電柱、電話柱又は街路灯柱に取り付けられたもの。	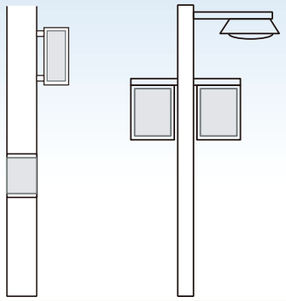
標識利用広告	バス停標識、消火栓標識、避難標識、案内図板等に取り付けられたもの。	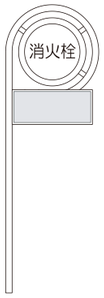
広告宣伝車	自動車登録規則（昭和 45 年運輸省令第 7 号）別表第 2 に規定する広告宣伝用自動車の外面を利用したもの。	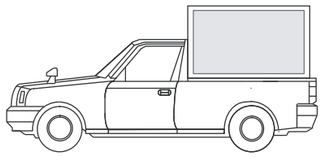
車体利用広告（枠利用）	バス又は電車の車体に、長方形の枠を利用して表示されたもの。	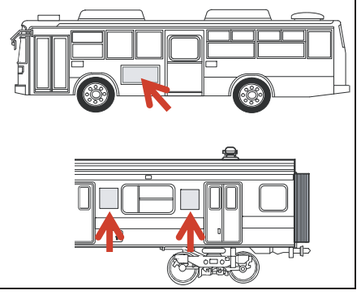

Joy and excitement ATLaS

All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

屋外広告物等の種別	内容	例
前記以外の車体利用広告	バスや電車の車体に、前記以外の方法により表示された屋外広告物や、バスや電車以外の車両の車体に表示されたもの。	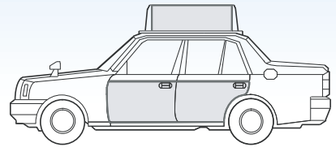
アドバルーン	綱をつけた気球を揚げて、その綱又は気球本体に広告を表示したもの。 東京都火災予防条例（昭和 37 年東京都条例第 65 号）に適合するものに限ります。	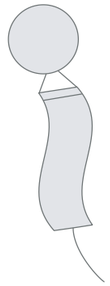
広告幕	布、網又はビニール等に広告を表示し、建築物や工作物の壁面や地上のポール等に取り付けたもの。 専用の枠等で幕の部分が固定されたものや、工事現場の足場養生ネットに表示するものは、「広告板」とします。	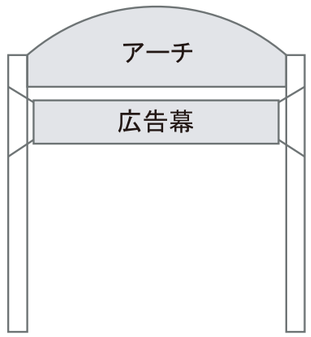
アーチ	道路上を横断して表示するもの。 「広告幕」に該当するものは除きます。	

Joy and excitement ATLaS

All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

屋外広告物等の種別	内容	例
装飾街路灯	街路灯自体が広告になっているといえるもの。	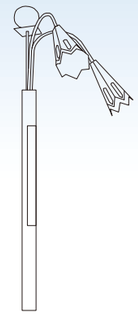 【例】商店街や地名を連想させるような照明や装飾を施した街路灯
店頭装飾	売り出しや新装開店の時等に、商店の入口周辺に表示する屋外広告物で、表示期間が30日を超えないもの。	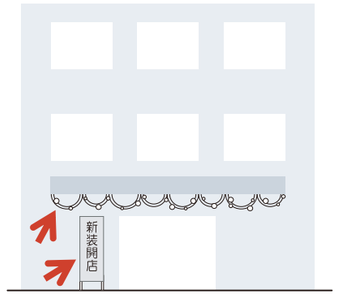

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

4. 禁止物件と適用除外について

4-1. 禁止物件とは

良好な景観の形成や風致の維持、公衆に対する危害の防止のため、次の①～⑧には屋外広告物等を出すことはできません。

①橋、高架道路、高架鉄道および軌道

②道路標識、信号機及びガードレール

③街路樹及び路傍樹

④景観重要建造物及び景観重要樹木

⑤郵便ポスト、公衆電話ボックス、送電塔、テレビ塔、照明塔ガスタンク、水道タンク、煙突その他これらに類するもの

⑥形像及び記念碑

⑦石垣、崖、土手、堤防、擁壁その他これらに類するもの

⑧①～⑦に掲げるもののほか、特に良好な景観を形成し、又は風致を維持するために必要なものとして市長が指定する物件

また、下記の物件には貼り紙、貼り札等、広告旗、又は立看板等を出すことはできません。

①電柱、街路灯柱及び消火栓標識

②アーチの支柱及びアーケードの支柱

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

4. 禁止物件と適用除外について

4-2. 禁止物件の適用除外とは

次の表にあるのものは禁止物件の適用が除外され、許可を受けずに屋外広告物を出すことができます。ただし、次表②から⑥までのものは所定の基準を満たすことが条件となります。

■適用除外の屋外広告物と基準■

	適用除外の屋外広告物	基準
①	他の法令の規定により表示する屋外広告物等	
②	国又は公共団体が公共的な目的で表示する屋外広告物等	・屋外広告物表示・設置届を提出したもの。（表示面積が 10 ㎡を超える場合のみ） ・文化財保護法により指定された建造物およびその周辺、歴史的・都市美的建造物及びその周囲並びに文化財庭園など歴史的価値の高い施設の周辺地域で市長の定める地域では、建築物の屋上への取付け、電子看板又は光源の使用をしないこと。
③	公益を目的とした集会、行事、催物等のために表示する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、アドバルーン及び広告幕	・公共の安全、福祉の増進、環境の保全、教育の向上その他の社会一般の利益のために行う集会、行事、催物等のために表示するもの。 ・屋外広告物表示・設置届を提出したもの。（表示面積が 10 ㎡を超える場合のみ） ・表示期間は 30 日間以内。
④	公益上必要な施設又は物件に寄贈者名を表示する屋外広告物	・表示面積の合計は 0.5 ㎡以下 ・屋外広告物を表示する施設又は物件のその面の外郭線内を一平面とみなした場合の平面の面積が 1/20 以下であること。
⑤	自己の氏名、名称、店名若しくは商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する屋外広告物等（この屋外広告物等は自家用屋外広告物といいます）	・自家用広告物の適用除外基準（禁止区域内）に適合するもの。 ・第1種・第2種低層住居専用地域、第1種・第2種中高層住居専用地域、特別緑地保全地区、保安林に表示又は設置する場合は、表示面積の合計が 5 ㎡以下であること。 ・上記の地域・地区など以外に表示又は設置する場合は、表示面積の合計が 10 ㎡以下であること。
⑥	自己の管理する土地又は物件に、管理者が管理上必要な事項を表示する屋外広告物等	・表示面積の合計が、自己の管理する土地又は自己の管理する物件の存する土地の面積について 1000 ㎡までを 5 ㎡とし、5 ㎡に 1000 ㎡を増すまでごとに 5 ㎡を加えた面積以下であること。
⑦	冠婚葬祭、祭礼等のために表示する屋外広告物等	

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

5. 屋外広告物条例における区域区分

市内に屋外広告物を掲出する場合、原則として市の許可が必要となりますが、許可にあたっては屋外広告物条例に基づく基準を満たしている必要があり、基準は区域によって異なります。

区域は都市計画法に基づく用途地域や風致地区などからなる禁止区域とそれ以外の区域があり、禁止区域やそれ以外の区域の中でも地域によって基準は異なりますので、掲出地の区域、基準等を市に確認した上で屋外広告物の許可申請を行ってください。

6. 禁止区域と適用除外について

6.1 禁止区域とは

禁止区域とは、次表の地域からなる区域で、全ての屋外広告物が禁止される区域ということではありません。この区域では良好な景観の形成、風致の維持の観点から、屋外広告物等の内容や規模などの基準が禁止区域外よりも厳しく制限されています。（条例第10条）

■禁止区域■

○第１種・第２種低層住居専用地域 ○第１種・第２種中高層住居専用地域 ○特別緑地保全地区 ○景観地区のうち市長が指定する区域 ○風致地区 ○文化財保護法の建造物及びその周囲、史跡名勝天然記念物又は特別史跡名勝天然記念物及びこれらのある場所並びにその周囲 ○歴史的又は都市美的建造物及びその周囲、文化財庭園等の周囲	○保安林 ○古墳、墓地、火葬場、葬儀場、社寺、仏堂、教会 ○国、公共団体の管理する公園、緑地、運動場、動物園、植物園、河川、堤防敷地、橋台敷地 ○国立公園・国定公園・都立自然公園の特別地域 ○学校、病院、公会堂、図書館、博物館、美術館、官公署等の敷地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地 ○道路、鉄道及び軌道の路線用地に接続する区域で、市長の定める区域(P.11 参照) ○この表に掲げるものの他、別に市長が定める地域

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

6.1.1　特殊な地域

道路、鉄道及び軌道の路線用地に接続する区域において、次表のとおり市長が禁止区域を指定しています（以下、路線用地に接続する禁止区域とする）。（条例第10条第1項第11号）

■路線用地に接続する禁止区域■

道路	区域	
中央自動車道	用途地域指定のある地域	道路（本線）の中心線から両側　300m以内
	用途地域指定のない地域	道路（本線）の中心線から両側　500m以内
	八王子インターチェンジのランプウェイ	道路境界線から両側　50m以内
一般国道 411 号線（滝山街道）	あきる野市境から八王子市戸吹町（都道八王子あきる野線交点）まで	道路境界線から両側 100m以内（市街化調整区域に限ります。）
都道八王子五日市線（秋川街道）	あきる野市境から八王子市楢原町（都道八王子あきる野線交点）まで	
都道八王子あきる野線（高尾街道）	八王子市高尾町（一般国道 20 号線交点）から八王子市戸吹町（一般国道 411 号線交点）まで	
一般国道 20 号線（甲州街道）	八王子市高尾町（都道八王子あきる野線交点）から神奈川県境まで	

6.2　禁止区域の適用除外について

禁止区域内では、次表にある内容の屋外広告物等は許可基準を満たせば出すことができます。その中でも次のように**『許可を受けて出せるもの』**と**『許可が不要で出せるもの』**があります。次表の『自家用屋外広告物で条件に合うもの』については、次ページにて説明する基準と14ページからの許可基準の概要を満たしたものに限ります。

■適用除外となる広告物■

許可を受けて出せるもの	許可が不要で出せるもの
○自家用屋外広告物で条件にあうもの ○道標・案内図板等の屋外広告物で、公共的目的をもって表示するもの ○電柱等を利用し公衆の利便等の用に供するもの ○市長が指定した専ら歩行者の一般交通に供する道路に表示するもの ○規則で定める公益上必要な施設又は物件に表示するもの	○自家用屋外広告物で条件にあうもの ○他の法令の規定により表示するもの等 ○国又は公共団体が公共的目的をもって表示するもの ○公益を目的とした集会や催し物等のために表示する貼り紙、貼り札等、広告旗、立看板等、広告幕及びアドバルーン ○自己の管理する土地等に管理上必要な事項を表示するもの ○冠婚葬祭や祭礼のためのもの

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

6.2.1　自家用屋外広告物の適用除外について（禁止区域内）

自家用屋外広告物とは、自己の氏名、名称、店名、商標、事業又は営業の内容を表示するため、自己の住所、事業所、営業所又は作業場に表示する屋外広告物等のことです。事業又は営業の内容とは、店名に続く「薬」、「修繕・リフォーム全般」、「訪問介護・デイサービス」等の表現をいいます。

次表のとおり自家用屋外広告物で許可のいらない範囲の面積内であれば、申請は不要ですが、地域・区域によっては禁止されている事項が決められています。また許可できる屋外広告物の面積も禁止区域内では上限があります。（規則第10条）

■自家用屋外広告物の適用除外基準（禁止区域内）■

地域・地区等	禁止されている事項	許可がいらない合計面積	禁止区域内において許可のできる合計面積の限度
1. 第 1 種・第 2 種低層住居専用地域、第 1 種・第 2 種中高層住居専用地域 2. 風致地区 3. 特別緑地保全地区 4. 国立公園、国定公園、都立自然公園の特別地域 5. 保安林	○屋上への取り付け ○壁面からの突出 ○ネオン管の使用	合計が 5 ㎡以下	合計が 20 ㎡以下 （ただし、学校、病院は 50 ㎡以下） （事業・営業内容を含めることはできません。）
	【路線用地に接続する禁止区域】 ○上記 3 つの禁止事項 ○電子看板 ○光源の点滅 ○赤色光の使用		
6. 文化財保護法により指定された建造物及びその周辺、歴史的・都市美的建造物及びその周囲並びに文化財庭園など歴史的価値の高い施設の周辺地域で市長の定める地域	○屋上への取り付け ○光源の使用 ○高彩度の色彩の使用	合計が 5 ㎡以下	
	【路線用地に接続する禁止区域】 ○上記 3 つの禁止事項 ○電子看板 ○光源の点滅 ○赤色光の使用 ○露出したネオン管		
7. その他　禁止区域内	橋、高架道路・高架鉄道及び軌道、石垣等からの突出	合計が 5 ㎡以下	

■禁止区域内に出すことができる屋外広告物例■

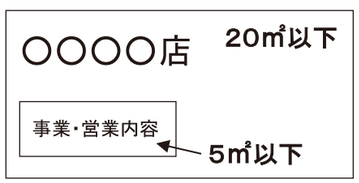

左図のように屋外広告物を禁止区域内に掲出する場合、全体面積を20㎡以下にします。禁止区域内では事業・営業内容の表示された広告物等を許可することができません。しかし、許可が不要な範囲内であれば表示ができますので、事業・営業内容は5㎡以下にします。掲出地に屋外広告物が複数ある場合、全ての合計面積で20㎡以下となるのでご注意ください。

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

7. 禁止区域外での適用除外について

禁止区域外では許可基準を満たせば屋外広告物等を出すことができます。ただし、次表のように許可が不要なものや禁止されている事項があります。（規則第13条）

■自家用屋外広告物の適用除外基準（禁止区域外）■

地 域 ・ 地 区 等	禁止されている事 項	許可がいらない合計面積
1. 第 1 種文教地区	○屋上への取り付け ○壁面からの突出 ○ネオン管の使用	合計が 5 ㎡以下
	【路線用地に接続する禁止区域】 ○上記 3 つの禁止事項 ○光源の点滅 ○赤色光の使用	
2. 第 2 種文教地区	【路線用地に接続する禁止区域】 ○光源の点滅 ○赤色光の使用	合計が 10 ㎡以下
3. 第 1 種住居・第 2 種住居、準住居、近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域 4. 都市計画区域のうち用途地域の未指定地域	【路線用地に接続する禁止区域】 ○電子看板 ○光源の点滅 ○赤色光の使用 ○露出したネオン管の使用	

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

8. 許可基準の概要

8.1 全体基準の主なもの

禁止屋外広告物として定めている下記の屋外広告物等は出すことができません。（条例第7条第4項、条例第12条）

①形状、規模、色彩、意匠その他表示の方法が良好な景観若しくは風致を害するおそれのあるもの

②腐朽し、腐食し、又は破損しやすい材料を使用した危険なもの

③構造又は設置の方法が危険なもの

④風圧又は地震その他の震動若しくは衝撃により容易に破損し、落下し、倒壊するなどのおそれのあるもの

⑤信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げるなど道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの

また、蛍光塗料、蛍光フィルムの使用はできません。（規則第5条第2項）

8.2 個別基準の主なもの

以下の項目では、主な基準を載せています。この内容以外にも基準がありますので、この内容に該当しない屋外広告物等については市にお問い合わせください。（規則第13条）

8.2.1 土地に設置する屋外広告物

項目	禁止区域外		禁止区域
	商業地域	左記以外の用途地域	
高さ	・地上 10m以下 ・自己の氏名、名称、店名、商標又は自己の事業若しくは営業の内容を表示するものは 13m以下	地上 10m以下	自家用屋外広告物のみ、左記の基準を満たせば設置可能。ただし、合計で 20 ㎡以下（ただし、学校、病院は 50 ㎡以下）
	道路面から屋外広告物等の下端までの高さが、歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては 3.5m以上（道路境界線からの出幅が 0.5m以下のものにあっては 2.5m以上）、歩車道の区別のない道路上にあっては 4.5m以上であること		
その他	第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域の境界線から 50m以内の地域に設置するもので、第 1 種低層住居専用地域又は第 2 種低層住居専用地域から展望できるものは、電子看板や点滅する光源を使用しないこと		

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

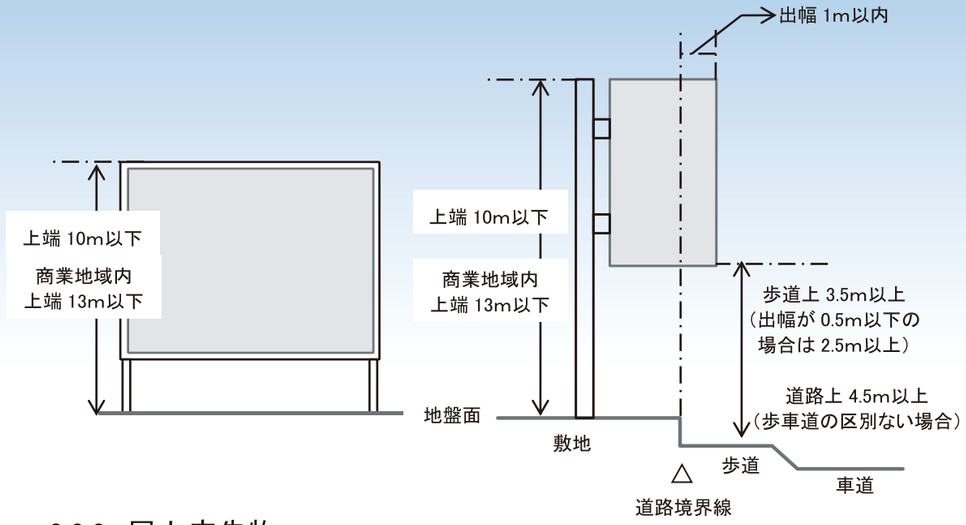

8.2.2 屋上広告物

項目	禁止区域外			禁止区域
	木造	鉄筋コンクリート造・鉄骨造等で地盤面から屋外広告物の上端までの高さが 10mを超えるもの		
		近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域(A)	第 1 種住居・第 2 種住居 準住居地域(B)	
高さ	地盤面から屋外広告物等の上端までが 10m以下	地盤面から設置する箇所までの高さの 2/3 以下 かつ 地盤面から屋外広告物等の上端までが 52m以下	地盤面から設置する箇所までの高さの 2/3 以下 かつ 地盤面から屋外広告物等の上端までが 33m以下	表示又は設置はできません
その他	軒やパラペット等から突出させないこと			

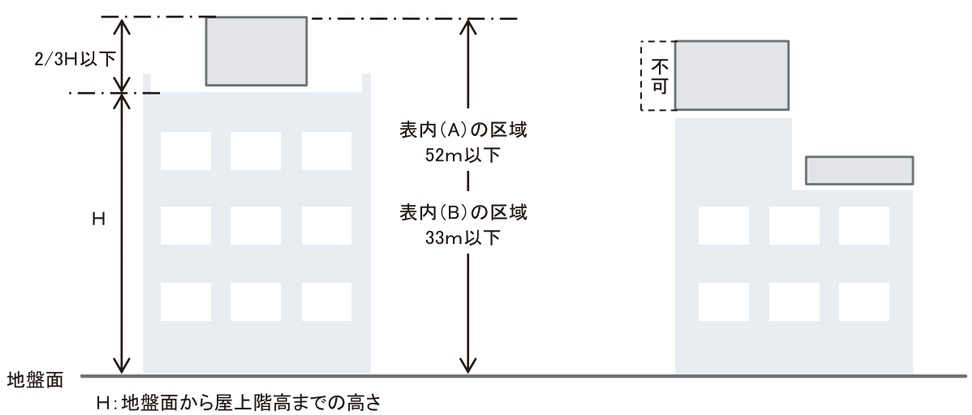

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

8.2.3 壁面広告物

項目	商業地域(A)	近隣商業、準工業、工業、工業専用地域(B)	第 1 種住居・第 2 種住居 準住居地域(C)	禁止区域(D)
高さ	地盤面から屋外広告物等の上端までが 52m以下		地盤面から屋外広告物等の上端までが 33m以下	
面積	屋外広告物等(広告幕を除く)の表示面積が 100 ㎡/面枚以下 かつ 各屋外広告物等の表示面積の合計が、設置する壁面面積の 3/10 以下	屋外広告物等(広告幕を除く)の表示面積が 50 ㎡/面枚以下 かつ 各屋外広告物等の表示面積の合計が、設置する壁面面積の 3/10 以下		自家用屋外広告物のみ、左記の基準を満たせば設置可能。ただし、合計で 20 ㎡以下(ただし、学校、病院は 50 ㎡以下)
その他	・壁面の外郭線から突出して表示又は設置をしないこと ・窓の開閉機能を阻害し、又は開口部を塞いで表示又は設置をしないこと (広告幕の場合は非常用進入口、避難器具が設置された開口部以外は設置することが可能) ・建築物等の一壁面に内容が同じ屋外広告物を表示する場合、各屋外広告物の間隔を 5m 以上離すこと			

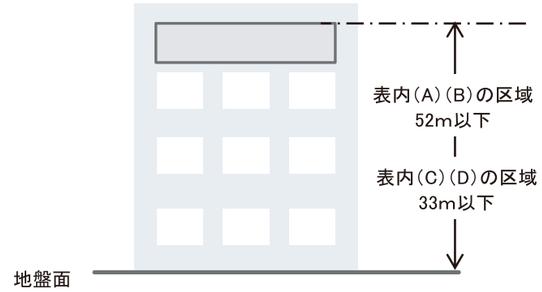

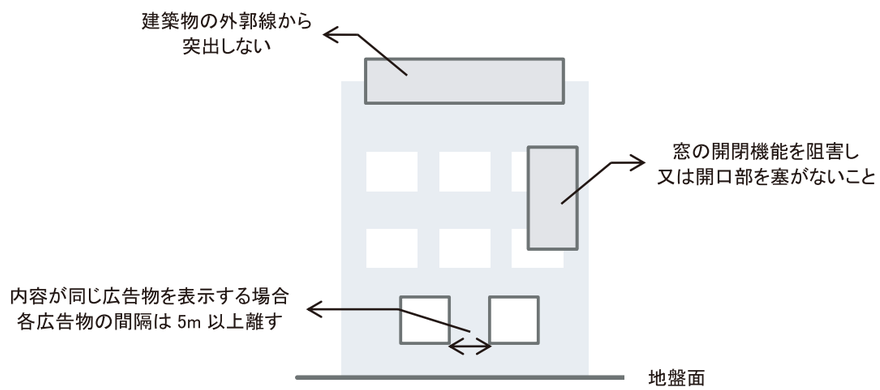

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

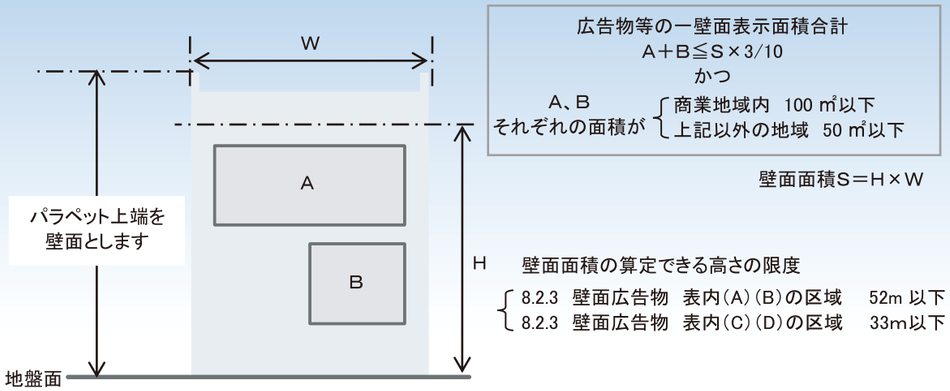

8.2.4　突出広告物

項目	禁止区域外		禁止区域
	近隣商業、商業、準工業、工業、工業専用地域(A)	第 1 種住居・第 2 種住居 準住居地域(B)	
高さ	地盤面から屋外広告物等の上端までが 52m以下	地盤面から屋外広告物等の上端までが 33m以下	表示又は設置はできません
	道路面から屋外広告物等の下端までの高さが、歩車道の区別のある道路の歩道上にあっては 3.5m以上(道路境界線からの出幅が 0.5m以下のものにあっては 2.5m以上)、歩車道の区別のない道路上にあっては 4.5m以上であること		
その他	・上端が、屋外広告物等を表示又は設置する壁面の上端を越えないこと ・構造体が、鉄板等で被覆されることにより露出していないこと ・道路境界線からの出幅が 1m以下であり、かつ、当該建築物からの出幅が 1.5m以下であること		

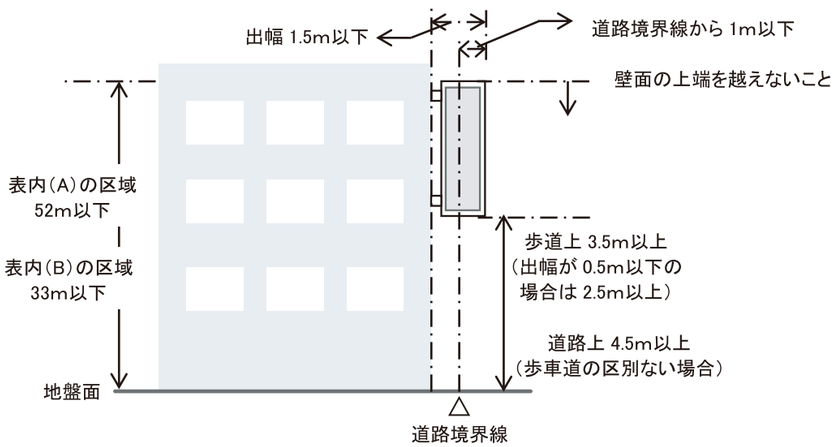

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

8.2.7.1　電車又は自動車の車体の外面を利用する屋外広告物

■乗用車の外面を利用する屋外広告物等■

内容	・乗用車の所有者又は管理者の名前、名称、店名、商標、自己の事業又は営業の内容を表示すること ・収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物に関する事項、若しくは、政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物に関する事項を表示すること
その他	・電子看板等、運転者の注意力を著しく低下させないものとすること ・運転者を幻惑させる恐れのある、発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有するものを使用しないこと ・車体の窓又は、ドア等のガラス部分に表示しないこと

■路線バス、観光バスの車体の外面を利用する屋外広告物等■

規模	表示面積の合計が、車体底部を除く全表面積の 10 分の 3 以下
その他	・電子看板等、運転者の注意力を著しく低下させないものとすること ・運転者を幻惑させる恐れのある、発光し、蛍光素材を用い、又は反射効果を有するものを使用しないこと ・車体の窓又は、ドア等のガラス部分に表示または設置をしないこと ・色彩、意匠その他表示の方法が周囲の景観に調和したものであること ・車体各面に表示する広告は 2 広告以下であること (第 4 条第 7 号ア又はイ※に掲げるもの及び当該車両の所有者又は管理者が自己の事業又は営業の内容を表示するものを除く)

※第4条第7号ア又はイ

第4条第7号ア　電車又は自動車の車体(車輪及び車輪に附属する部分は車体に含まれない。以下同じ。)に、電車又は自動車の所有者又は管理者の名前、名称、店名又は商標を表示するものであること。

第4条第7号イ　自動車の車体に、収益を目的としない宣伝、集会、行事及び催物に関する事項、若しくは、政党その他の政治団体、労働組合等の団体又は個人が政治活動又は労働運動として行う宣伝、集会、行事及び催物に関する事項を表示するものであること。

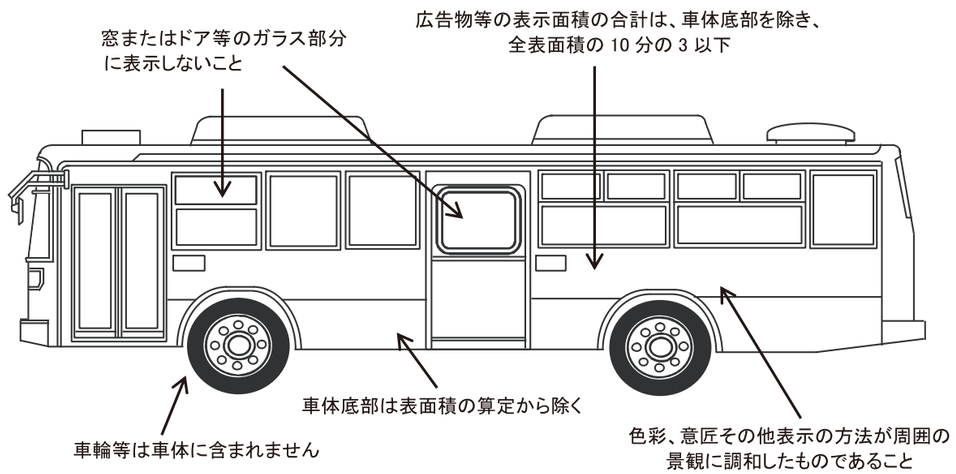

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

8.3 屋外広告物の総表示面積の規制

建築物に7日を超えて屋外広告物等を出す場合には、広告物等の面積上限が定められています。面積上限は用途地域によって次表のとおり異なります。ただし、地上に設置する屋外広告物等は面積の算定には含みません。
（条例第14条、規則第15条）

■総表示面積の基準■

第1種・第2種住居・準住居地域	近隣商業・商業・準工業 工業・工業専用地域
建築物の壁面のうち、地盤面から 33mまでの高さ部分の鉛直投影面積の 60%以下	建築物の壁面のうち、地盤面から 52mまでの高さ部分の鉛直投影面積の 60%以下

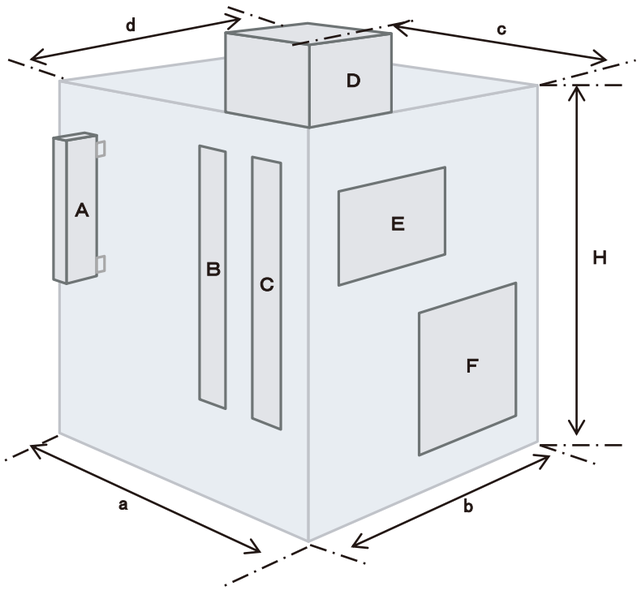

総壁面面積（W）＝(a ＋ b ＋ c ＋ d) × H
屋外広告物の総表示面積＝A ＋ B ＋ C ＋ D ＋ E ＋ F ≦W ×6/10
※Aの袖看板とDの広告塔は、屋外広告物等が出されている面を全て合算した面積となります。

ポイント

総量規制として、一壁面に表示可能な面積についても上限があります。

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

10. 許可申請の手続きの流れ

屋外広告物等を出す際は、下図に沿った手続きとなります。

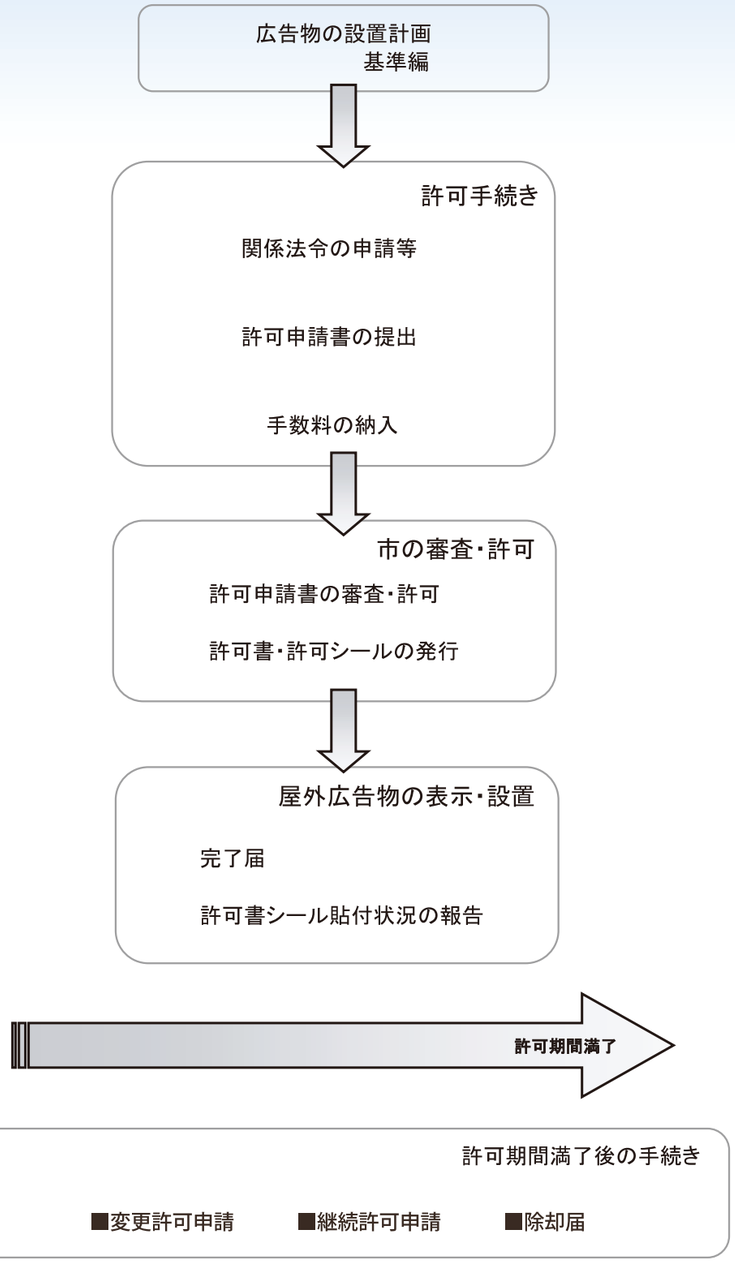

本手続きは弊社にて全て代行いたします。
（申請代行費用・役所納入手数料を申し受けます。）

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

11. 屋外広告物の掲出に係わる申請等

11.1 屋外広告物の掲出に係わる関係法令等

屋外広告物の設置場所や規模によっては、他法令に基づく申請等も必要な場合があります。次にあてはまるものはそれぞれの手続きを行ってください。

①屋外広告物条例に基づく許可申請等（屋外広告物に関するお問合わせ先）

八王子市　まちなみ整備部　まちなみ景観課 八王子市元本郷町 3-24-1　本庁舎 5 階 TEL：042-620-7267　FAX：042-626-3616 E-Mail：b132300@city.hachioji.tokyo.jp

ポイント

下記 A・B が該当しますと工作物確認申請も必要となり構造計算等の設計が別途必要です。

A. 地面から柱で建てる場合、看板以外の高さも含んだ全高 4.0m 以上

B. 壁面設置の場合、看板本体の高さが全高 4.0m 以上

②広告塔・広告板などの高さが4mを超える場合

建築基準法に基づく工作物の確認申請	八王子市　まちなみ整備部　建築審査課 八王子市元本郷町 3-24-1　本庁舎 5 階 TEL：042-620-7310 ※民間の建築確認検査機関でも申請は可能です。

③広告塔・広告板などの高さが10m以上の場合（重点地区は4m以上）

景観法に基づく届出	八王子市　まちなみ景観課 八王子市元本郷町 3-24-1　本庁舎 5 階 TEL：042-620-7267　FAX：042-626-3616

③が該当しますと、更に景観の審査が必要です。

④屋外広告物等を道路上（上空も含む）に掲出する場合

道路法に基づく道路占用許可	国道	相武国道事務所　管理第一課 八王子市大和田町 4-3-13 TEL：042-643-2007
	都道	南多摩西部建設事務所　管理課道路管理係 八王子市明神町 3-19-2 TEL：042-643-2612
	市道	八王子市役所　道路交通部　管理課 八王子市元本郷町 3-24-1　本庁舎 6 階 TEL：042-620-7274　FAX：042-627-5925
道路交通法に基づく道路使用許可		屋外広告物等のある所轄の警察署

上記④の通り、道路上空に看板が突出する場合、道路の種類により別途占用許可申請が必要です。
（占用許可は、年度ごとの継続となります。）　※店舗等に設置するテントも対象物です。

⑤地区計画区域内に新規掲出する場合
（工作物の確認申請が不要な表示面の変更は除きます）

地区計画区域内における届出	八王子市　まちなみ整備部　建築指導課 八王子市元本郷町 3-24-1　本庁舎 5 階 TEL：042-620-7264

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

11.2 屋外広告物条例に基づく許可申請等の手続き

11.2.1 新規許可申請（条例第7条、第8条）

屋外広告物等を出す際には、事前に屋外広告物条例に基づく許可が必要となり、許可申請の詳細は以下のようになります。

① 可申請書の作成

許可申請書を作成します。様式は八王子市HPからのダウンロード、又は窓口にて配布しています。 八王子市HP↓

http://www.city.hachioji.tokyo.jp/jigyosha/005/10104/p009513.html

■注意■

・許可期間や許可申請手数料は市で記入します。
・「表示又は設置の場所」は、地番で記入してください。
・屋外広告物の種別によっては一定規模以上になると屋外広告物管理者を設置する必要があります。設置する場合には、屋外広告物管理者欄にご記入ください。
・屋外広告物の施工者については、八王子市の屋外広告業に登録をされている施工者を選定してください。

②添付書類の用意

許可申請書の他にも次表の添付書類が必要となります。

■添付資料■

必要書類		書類内容
付近案内図		主要道、鉄道駅、付近の目標等が表示されているもの
屋外広告物に関する図面	立面図	屋外広告物の高さ、表示面積、照明の状況が分かるもの
	意匠図	彩色されたもの。立面図に着色したもので兼ねることも可能。
	配置図	屋外広告物と建築物、屋外広告物と道路境界線との関係が分かるもの。
	構造図	屋外広告物の構造・材料が分かるもの
建築物に関する図面		高さ等、寸法が分かるもの。（屋上平面図、断面図、立面図、取付詳細図等）
管理者の資格証明書		屋外広告士、建築士、電気工事士、ネオン工事に係る特殊電気工事資格認定証の交付を受けている方、第 1 種・第 2 種・第 3 種の電気主任技術者免状の交付を受けている方。（**「屋外広告物講習修了者」は不可**）
屋外広告業登録通知書		八王子市へ登録されているもの。
承諾書		他人の所有地等に屋外広告物を表示又は設置する場合。所有者の印、承諾日の記載があるもの。
委任状		申請者が手続きを第三者に委任する場合に必要。申請者の印が必要。
許可書の返送用封筒・切手		A4 サイズの書類が入る封筒。（許可書受渡しを窓口で希望する場合は不要）

弊社は上記の許可申請に必要な資格要件を全て満たしております。

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

③許可申請の事前相談

許可申請書を提出する前には、事前にまちなみ景観課へ内容等をご相談ください。設置場所や屋外広告物の図面等を参考とするので、メールと電話又は窓口でご相談ください。

④許可申請書の提出

許可申請書は正副2部を八王子市まちなみ景観課へ提出してください。窓口にて書類内容を確認後、納入通知書を後日郵送します。なお、許可申請書は郵送での提出も可能ですが、その場合納入通知書及び許可書の返送用封筒・切手を添付してください。

⑤許可申請手数料の納入

市が発行する納入通知書を使用してください。許可申請手数料と許可期間は屋外広告物の種別によって異なります。詳しくはP. 31にて説明します。納入後は、領収証書の写しをメールやFAX等でまちなみ景観課へお送りください。

⑥市の審査・許可について

お送りいただいた領収証書の写しで許可申請手数料の納入を確認したのち、1週間程度※で許可書の発行をします。許可書については、窓口又は郵送にて受け渡しています。許可書受渡し時には許可申請書の副本及び許可シール等も配布します。

※案件によっては1週間を過ぎる場合があります。余裕をもって許可申請を行ってください。

11.2.2 取付け完了届（規則第17条）

屋外広告物等の許可書を受け取り後、屋外広告物等を施工してください。施工後は、施工後のカラー写真を添付した取付け完了届をまちなみ景観課へ郵送又は窓口にて提出してください。

様式は許可書郵送時に添付しますが、八王子市HPからのダウンロード、又は窓口でも配布しています。取付け完了届は、標識票はり付け状況の報告書と共に提出することも可能です。

11.2.3 標識票（許可書シール）はり付け状況の報告（規則第16条）

屋外広告物等を出した後は、屋外広告物等の見やすい位置等に許可書シールを貼付けてください。その後、貼付後のカラー写真を添付した標識票はり付け状況の報告書をまちなみ景観課へ郵送又は窓口にて提出してください。

様式は許可書郵送時に添付しますが、八王子市HPからのダウンロード、又は窓口でも配布しています。標識票はり付け状況の報告書は、取付け完了届と共に提出することも可能です。

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

11.2.4 変更許可申請（条例第21条第1項）

屋外広告物等の許可を受けたものを変更する際には、変更の内容を示す書類を添付した変更許可申請書を正副2部まちなみ景観課へ郵送又は窓口にて提出してください。副本の受渡しを郵送で希望する場合は、変更許可申請書の提出時に返送用封筒の添付をお願いします。

11.2.5 継続許可申請（条例第21条第2項）

許可の期間満了後にさらに継続して屋外広告物等を出す場合は、継続許可申請書と次表の添付書類を正副2部まちなみ景観課へ郵送又は窓口にて提出してください。継続許可申請書は郵送での提出も可能ですが、その場合納入通知書及び許可書の返送用封筒を添付してください。手続きの流れは P.27の新規許可申請と同様となります。

■添付書類■

必要書類	書類内容
付近案内図	主要道、鉄道駅、付近の目標等が表示されているもの。
管理者の資格証明書	屋外広告士、建築士、電気工事士、ネオン工事に係る特殊電気工事資格認定証の交付を受けている方、第１種・第２種・第３種の電気主任技術者免状の交付を受けている方。（「屋外広告物講習修了者」は不可）
承諾書	他人の所有地等に屋外広告物を表示又は設置する場合。所有者の印、承諾日の記載があるもの。
委任状	申請者が手続きを第三者に委任する場合に必要。申請者の印が必要。
自己点検報告書	報告者は広告主（申請者）であること。
カラー写真	申請前３ヶ月以内に撮影したもの。表示内容、設置の状況が明確に判別できるもの。
許可書の返送用封筒・切手	A4 サイズの書類が入る封筒。（許可書受渡しを窓口で希望する場合は不要）

11.2.6 申請者を変更する場合（規則第6条第2項）

許可を受けている屋外広告物の申請者が変更する場合は、屋外広告物広告主等変更届をまちなみ景観課へ郵送又は窓口にて提出してください。

様式は八王子市HPからのダウンロード、又は窓口でも配布しています。

■注意■

屋外広告物広告主等変更届の届出者は、変更後の広告主（申請者）の氏名を記入してください。

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

12. 屋外広告物許可申請手数料及び許可期間

屋外広告物等の許可申請手数料と許可期間は次表のとおりです。（規則第5条）

→最も多い申請該当項目です。

種類	許可申請手数料		許可期間
	単位	金額	
広告塔 広告板	面積 5 ㎡までごとにつき	3,220 円	2 年以内
小型広告板	1 枚につき	400 円	1 年 〃
貼り紙・貼り札等	50 枚までごとにつき	2,250 円	1 月 〃
広告旗	1 本につき	450 円	1 月 〃
立看板等	1 枚につき	450 円	1 月 〃
電柱・街路灯柱の利用広告	1 枚につき	310 円	1 年 〃
標識利用広告	1 枚につき	210 円	1 年 〃
広告宣伝車	1 台につき	4,950 円	1 年 〃
バス又は電車の車体利用広告で長方形の枠を利用する方式によるもの	1 枚につき	610 円	1 年 〃
前記以外の車体利用広告	1 台につき	1,950 円	1 年 〃
アドバルーン	1 個につき	2,850 円	1 月 〃
広告幕	1 張につき	990 円	1 月 〃
アーチ	1 基につき	10,630 円	2 年 〃
装飾街路灯	1 基につき	5,010 円	2 年 〃
店頭装飾	1 基につき	19,800 円	1 月 〃

広告板の計算例：看板サイズがタテ 2m× ヨコ 6m＝12 ㎡・・・3 単位 ×3,220 円＝9,660 円（二年ごと）

東京都以外の自治体では申請手数料が異なります。

上記プラス、当社申請代行費用を別途申し受けます。（新規・更新時では代行費用が異なります。）

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

13. 屋外広告物管理者の設置

良好な景観の形成、風致の維持や公衆に対する危害防止の観点から屋外広告物等を良好な状態で維持するため、条例では特定の屋外広告物等に関して屋外広告物管理者の設置が義務付けられています。（条例第9条）

13.1 屋外広告物管理者の設置義務

次の屋外広告物等を出す場合は、次の要件に該当する屋外広告物管理者を置かなければなりません。

■対象となる屋外広告物等■

①広告塔※
②広告板※
③アーチ
④装飾街路灯

※条例では高さが4mを超えるもの又は表示面積が10㎡を越えるものが該当します。これに満たないものについても公衆に対する危害防止のために可能な限り屋外広告物管理者の設置をお願いします。

■屋外広告物管理者の要件（規則第7条）■

①建築士法に規定する建築士
②電気工事士法に規定する電気工事士、又はネオン工事に係る特種電気工事資格者認定証の交付を受けている方
③電気事業法に規定する第1種・第2種・第3種の電気主任技術者免状の交付を受けている方
④屋外広告物法第10条第2項第三号イに規定する登録試験機関が実施する試験に合格した方（屋外広告士）※（経過規定により有効とされる屋外広告物に係る色彩、意匠、素材等に関する知識及び技術の審査・証明事業認定規程に基づき認定された審査・証明事業により付与される屋外広告士を含む。）

13.2 屋外広告物管理者に関すること

屋外広告物管理者は次表の点検を行う必要があります。また、広告主（申請者）についても屋外広告物管理者に係わる届出等を行う必要があるのでご注意ください。

■広告主（申請者）及び屋外広告物管理者が行うこと■

広告主（申請者）が行うこと	屋外広告物管理者が行うこと
・許可申請書に屋外広告物管理者設置の必要事項の記入 （屋外広告物管理者設置届の提出でも構いません） ・屋外広告物管理者変更届の提出 （屋外広告物管理者の氏名・住所の変更がある場合） 上記には屋外広告物管理者の資格を証明するものを添付	・継続または変更許可申請時の屋外広告物等の点検

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

罰則規定

八王子市屋外広告物条例には罰則が規定され、罰則の例は以下のとおりです。
（条例第8章）

■罰金（条例第53～55条）■

①禁止区域や禁止物件に屋外広告物等を出した場合
②許可を受ける必要があるにもかかわらず許可を受けずに屋外広告物等を出した場合
③除却命令等に従わない場合
④登録を受けずに屋外広告業を営んだ場合
⑤禁止屋外広告物等を出した場合

■過料（条例第56条）■

①道路上や道路上にある電柱・街路樹などに、貼り紙、貼り札等、広告旗又は立看板等を出した場合

※法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の事務に関して罰則の対象となる違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても刑を科することとなります。

ポイント

3ページより本ページまでが条例の中身となっております。
これからは更に法令遵守が求められる時代となります。
本体設置費用以外にもご負担をお掛け致しますが
お客様にはご理解をいただきますようお願い申し上げます。

※資料：「八王子市屋外広告物のしおり」から引用

Joy and excitement ATLaS
All Rights Reserved. Copyright © Atlas advertising Inc.

屋外用 LED 電子看板は、モバイルの時代へ。

いつでも どこにでも。

PiPit-walk.
Easy to carry anywhere

PiPit-VISION

■内蔵バッテリーで最大 12 時間連続駆動。※1
■配信も多彩な自社開発モバイルシステム。※2
■LEDディスプレイは高精細 3.9mm&高輝度 5000cd（液晶の約 5 倍）を採用。

※1. LED電子看板では日本初
※2. LED電子看板では当社のみのラインナップ

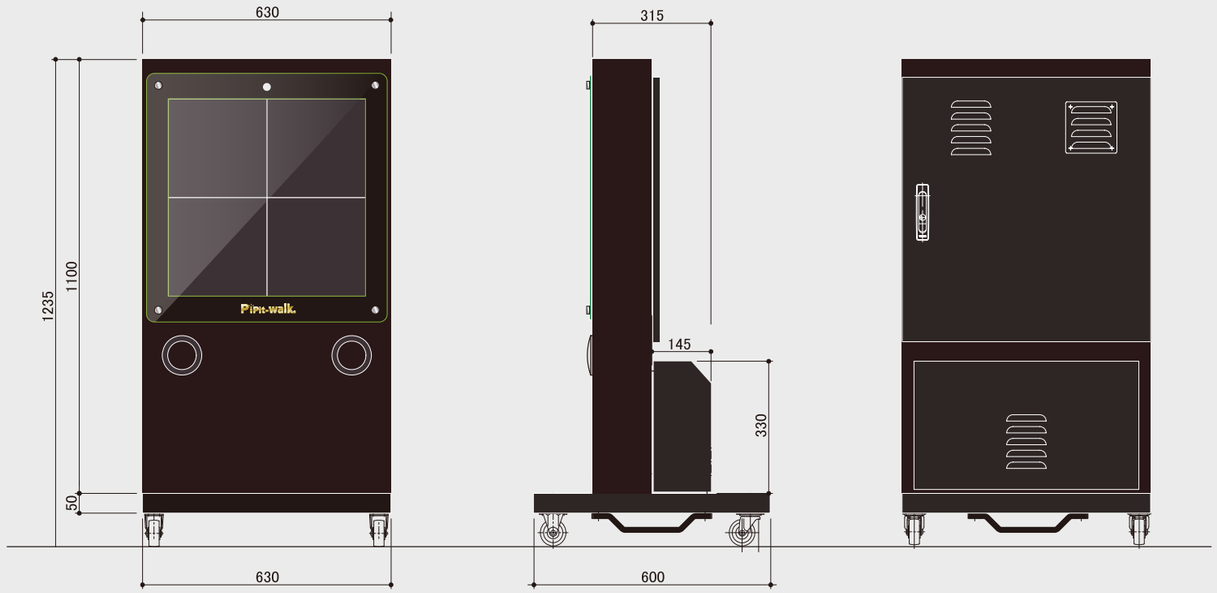

選べる配信システムはPiPit-VISIONだけ！

Joy and excitement ATLaS
株式会社アトラス広告社
PiPit-VISION 事業部
www.pipit-vision.com
info@pipit-vision.com
東京都八王子市館町540-4　TEL:042-673-6640